

佐賀県周遊観光促進スタンプラリー業務委託 企画コンペ実施要領

佐賀県周遊観光促進スタンプラリー業務を受託する事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

「SAGA2024 国スポ・全障スポ」の開催や秋の行楽シーズンに伴い、県外から多くの来客が予想されるなか、デジタルスタンプラリーを実施することで、佐賀県の観光施設への誘客や県内での周遊観光の促進を図るとともに、本県の更なる認知度向上、県内の地域活性化及び県内への誘客促進を目的とする。

2 業務内容

別添 佐賀県周遊観光促進スタンプラリー業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

4 予算額

4,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 委託料の支払い

完了払

6 参加者の要件

企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす企業等とする。

- (1) 事業目的の達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者でないこと。
- (5) 都道府県税の滞納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員若しくはその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 実施スケジュール（予定）

項 目	期 日
ホームページでの公募開始	6月14日（金）
質問書締切	6月19日（水）
質問回答	6月21日（金）
企画コンペ参加申込書提出期限	6月26日（水）
企画書等の提出期限（必着）	7月 8日（月）
企画コンペ（書類審査）	7月10日（水）
委託業者決定	7月12日（金）

8 募集開始

令和6年6月14日（金）【ホームページ（あそぼーさが）内観光関係者向けページで公表】

9 質問書の受付・回答

- (1) 受付期間：令和6年6月19日（水）
- (2) 受付方法：質問書（様式第1号）を持参又は、FAX、電子メールにより受付可能。ただし持参以外は、必ず到達確認のため電話連絡すること。
※ 電話による質問には回答しないこととする。
- (3) 受付場所：提出先（問合せ先）に同じ
- (4) 回答方法：6月21日（金）までに、「あそぼーさがHP」にてご回答する。
- (5) 受付期間外の質問は原則受け付けない。ただし、受付期間以後においても企画コンペ参加予定者等に周知が必要と判断した質問があった場合には、企画コンペ参加予定者に電子メールにて送付することとする。

10 参加申込書

本件企画コンペに参加を希望する者は、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限：令和6年6月26日（水）17時まで【必着】

(2) 提出方法：様式第2～5号を添えて、持参又は郵送すること。(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

(3) 提出書類：①企画コンペ参加申込書(様式第2号)

②会社概要(様式第3号)

③業務実績(様式第4号)

④誓約書(様式第5号)。

11 企画提案書

本企画コンペの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出する。

(1) 提出期限：令和6年7月8日(月)17時まで【必着】

(2) 提出方法：様式第6号を添えて、持参又は郵送すること。(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

(3) 提出書類：① 企画提案書7部(原本1部、写し6部)

※ 任意様式にてA4版サイズにて作成すること。

※ A3版を用いる場合は、A4版サイズに折り込むこと。

※ 1社につき1提案に限る。

※ 各ページに通し番号をふり、「佐賀県周遊観光促進スタンプラリー企画提案書」と記載した表紙を付けること。

② 見積書7部(原本1部、写し6部)

※ 任意様式によりA4版サイズにて作成すること。

※ 見積書は見積額(消費税及び地方消費税額を含む。)及びその明細について記載する。見積書の宛名は「一般社団法人佐賀県観光連盟」とすること。

(4) 作成方法

業務の目的に留意の上、下記の企画提案書を作成し、提出すること。

区分	内容	様式・版
企画提案書	提案のコンセプト 事業内容(仕様書6(1)～(7)について明確に記載すること) ① 業務実施スケジュール(進め方、手順等) ② 業務実施体制(業務実施体制及び業務能力、責任者のプロフィール及び活動実績等、担当者、要員など) ※ 各業務における実施体制が異なる場合は業務毎に記入すること。 ③ 業務実績	任意様式 A4版
見積書	① 当業務に係る所要経費を全て見積もること。(消費税及び地方消費税額を含む。) ② 見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。	様式自由 A4版

(5) 企画提案書作成時の留意点

- ① 佐賀県周遊観光促進スタンプラリー全体の事業コンセプト案を提案すること。

(6) 提出書類の取扱い

- ① 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書は返却しない。
- ② 企画提案書の受理後、一般社団法人佐賀県観光連盟が必要であると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがある。
- ③ 提出された書類は、選定作業等、必要な範囲において複製することがある。
- ④ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で、二次的に使用しない。

12 企画コンペ（書類審査）の開催

審査員は、(1) 審査基準に従い審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

(1) 審査基準

項目	基準	配点
1. 企画提案内容		
企画内容に対する評価	事業目的との整合性 事業目的を的確、適切にとらえた企画か 【チェックポイント】 ・佐賀県への誘客促進、地域活性が見込める提案となっているか ・佐賀県内の観光施設と連携して周遊観光の促進、認知度向上へ繋がるものになっているか	20点
	企画内容の構想力 事業構成などの企画内容は適切か 【チェックポイント】 ・デジタルスタンプラリーの利用を促すような魅力的なデザインとなっているか。 ・デジタルスタンプラリーシステムを活かした提案になっているか。 ・参加施設等と十分な連携が取れる計画となっているか。 ・現実的なスケジュールが計画されているか。	40点
2. 実施体制等の評価		
実施主体	実施主体の適格性 本業務の遂行に必要な技術・知識を有するとともに、必要な人員の確保がなされると認められるか 【チェックポイント】 ・企画書から十分な技術・知識があると認められるか ・人員の確保や実施体制・連絡体制は十分と思われるか ・過去に類似事業の実績があったか	30点

経費	経費の 妥当性	企画内容ごとの内訳の見積額は妥当か 【チェックポイント】 ・内訳の額が不自然ではないか、適正価格であるか	10点
----	------------	---	-----

(2) 通知方法

審査結果は、すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については公表しない。
また、審査内容及び結果についての異議、問い合わせは一切認めない。

13 提案者の決定通知等について

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。なお、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果についての異議、問い合わせは一切認めない。

14 留意事項

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 一般社団法人佐賀県観光連盟が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (3) 企画に際して、作成委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (4) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (6) 実施内容については、契約締結後も検討を加えることとし、当初提出された企画書の内容と必ずしも同じものになるとは限らない。
- (7) 受託者と一般社団法人佐賀県観光連盟は、必要に応じて適宜打合せを行うなど、丁寧かつ綿密な連携を取りながら事業を実施するものとする。
- (8) 企画コンペに係る問い合わせは、電話、FAX、メールで受け付ける。質疑応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。
- (9) 企画コンペ参加に係る経費は、参加者の負担とする。

15 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。

また、個人情報の取扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

16 遵守事項

受託事業者は、契約の履行に当たって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、一般社団法人佐賀県観光連盟職員の指示を遵守し、誠実に実

施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施に当たり、関連する法律等を遵守しなければならない。

17 提出先（問合せ先）

一般社団法人佐賀県観光連盟 外尾、吉野

〒840-0041 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL：0952-26-6754

FAX：0952-26-7528

E-mail：aya-hokao@saga-kanko.jp

※ 提出については、持参以外は、必ず到達確認のため電話連絡すること。